

避難行動の分析結果を踏まえた 今後の具体的な方策について

避難行動につながる避難所環境等検討会

避難行動の分析結果を踏まえた今後の方策の概要

主な方策の概要

- 平時から、ペットの受入可否、駐車場の有無などの必要な情報を発信するとともに、避難所開設時には、避難所の混雑状況などをリアルタイムに発信する仕組みを構築する。
- 個々の避難所での運営マニュアルの作成・訓練を通じて、運営体制や環境整備の状況を把握し、避難所の運営や環境改善につなげる。
- 福祉専門職(介護支援専門員、相談支援専門員)による平時のケアプラン策定に併せて、災害時のケアプランとして実効性のある個別計画を地域住民とともに策定することで、平時・災害時を連続的にとらえた実効性の高い包括的な支援体制を構築する。

検討内容と取組の概要

1 避難所の情報発信(検討内容①, ②)

- 避難所の設備環境等の詳細を把握し、平時から情報を発信
- 避難所開設時には、避難所の混雑状況などをリアルタイムに情報発信

2 避難所の環境整備・運営改善(検討内容③(⑧))

- 避難所ごとの運営マニュアルの作成支援、運営マニュアル作成ガイドライン・運営訓練企画・実施マニュアルの策定、支援人材の育成を支援

3 避難行動要支援者に対する避難支援(検討内容④)

- 避難行動要支援者の個別計画の作成を着実に進めるため、名簿に掲載の要支援者について、優先順位をつけ、計画的な作成を推進
- 個別計画の作成に関わる人材(ケアマネジャー、相談支援専門員、自主防災アドバイザー等)の確保・育成
- 避難行動要支援者に対して、地域での支援体制の構築
- 災害時に一般避難所で要配慮者に対する福祉支援を行う多職種によるチームが組成され、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等を防止
- 平時からのチーム員に対する研修・訓練等の備えと、災害時における活動のバックアップを行う、災害時の福祉支援体制を構築

仮説

- 平時からの詳細な情報発信に加え、避難所の混雑状況をリアルタイムに知らせることにより、県民自らが適切な避難先を選択する環境を整えることができるのではないか。

- 避難所ごとの運営マニュアルの作成(検証訓練含む)を通じて環境整備の状況を把握し、避難所の情報が見える化できれば、環境改善の取組が進み、避難行動にもつながるのではないか。

- 研修等による人材の育成・確保及びマニュアル等による手法の標準化を図ることで、個別計画の作成を促進できるのではないか。
- 災害福祉支援ネットワークを構築し、平時から研修や情報共有を行うことで、災害時により適切に対応でき、連携・協働が進むのではないか。

具体的な取組

- ペットの受入可否、駐車場や授乳室の有無などの必要な情報を平時から情報発信
- 避難所の混雑状況などをリアルタイムに発信する仕組みの構築

- 避難所ごとの運営マニュアルの作成、訓練の企画・実施
- 運営マニュアルの作成や訓練を支援するためのアドバイザー派遣、人材育成支援

- 要配慮者支援リーダーの育成研修
- マニュアル等の作成
- モデル市町での個別計画の作成
- 災害福祉支援ネットワークの構築
- 災害派遣福祉チームの組成・養成
- 災害福祉支援コーディネーターの設置

検討内容① 平時からの避難所の設備環境に関する詳細な情報を発信【事業概要】

取組内容

- 各市町に御協力いただき、避難所の設備環境などについて、詳細調査を実施。
(調査項目)

調査内容	
避難場所・避難所の名称, 住所【発信済】	駐車可能台数（10台単位（可能であれば最小単位））
災害対応種別（指定緊急避難場所）【発信済】	車での避難を「可」としている避難所
収容人数【発信済】	ペット同行避難の可否, 飼育場所（屋内・屋外の別）
トイレの基数（洋式・和式, 障がい者用の別）	調理設備の有無
オストメイト対応トイレの有無	Wi-Fi等のネット環境の有無（FreeWi-Fi, 有線の有無）
マンホールトイレの有無	風呂・シャワーの有無
冷房・暖房の有無	授乳室の有無
非常用発電機の有無（72H以上・72H未満）	個室の有無（体調不良者・静養室・相談スペース等を想定）
テレビ・ラジオの有無	避難所レイアウト図の有無
多目的トイレの有無（障害者用トイレを含む）	鍵（校舎, 体育館等）の保管者, 勤務時間外の開錠担当者

- 収集した情報は、「広島県防災WEB」や「広島県『みんなで減災』はじめの一步」などの県ホームページ上で発信し、住民が平時から身近な避難所の設備環境を確認し、避難時の携行物の確認・準備に役立てることのできる環境を整える。
※発信項目については各市町と調整の上、設定する。
- 詳細調査については四半期ごと実施し、情報更新を行う。
- また、避難所ごとの設備環境に加え、市町単位での物資等の備蓄品目・数量について、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用して、情報を登録・管理することにより、災害発生時に迅速かつ効率的に物資支援を行うことのできる体制を構築する。

検討内容① 平時からの避難所の設備環境に関する詳細な情報を発信 【イメージ図】

広島県『みんなで減災』はじめての一步 避難所・避難場所検索 改修イメージ

改修前

①検索機能
「地域」・「災害種別区分」・「キーワード」

②地図表示
「避難所名」・「住所」・「災害種別区分」

避難所・避難場所を検索する

地域や災害種別区分から避難所・避難場所を検索

1 地域を選択してください。

市・区・郡 広島市中区 必須
町など 中町

※「町など」まで指定した場合は、指定地域の半径3km以内の施設を表示します。

2 災害種別区分・キーワードを指定してください。

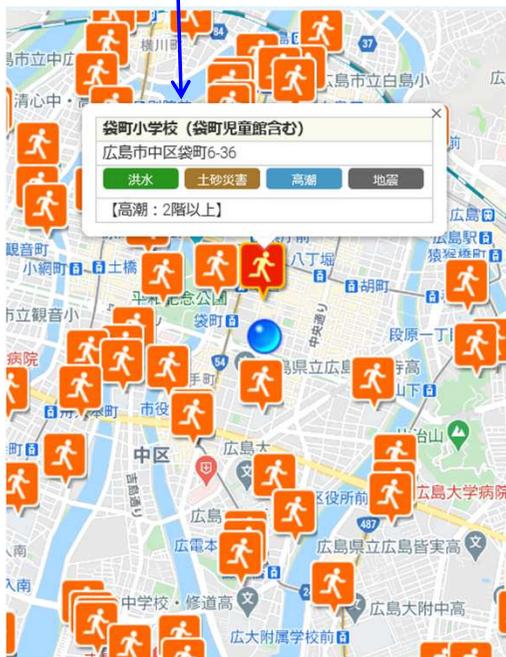
災害種別区分 洪水 高潮
フリーキーワード

※災害種別区分・キーワードは未指定でも地域だけで検索可能です。

検索する

施設名・住所から周辺の避難所・避難場所を検索

施設名・地名・住所を入力してください。



避難所の設備環境を確認する機能なし

改修後

①検索機能
「地域」・「災害種別区分」・「キーワード」+「避難所区分」「設備環境」の検索機能を追加

②地図表示
「避難所名」「住所」・「災害種別区分」+「設備環境」の表示機能を追加

災害種別区分・キーワードを指定してください。

災害種別区分 洪水 高潮
フリーキーワード

※災害種別区分・キーワードは未指定でも地域だけで検索可能です。

3 避難所区分を指定すると設備環境を検索できます。

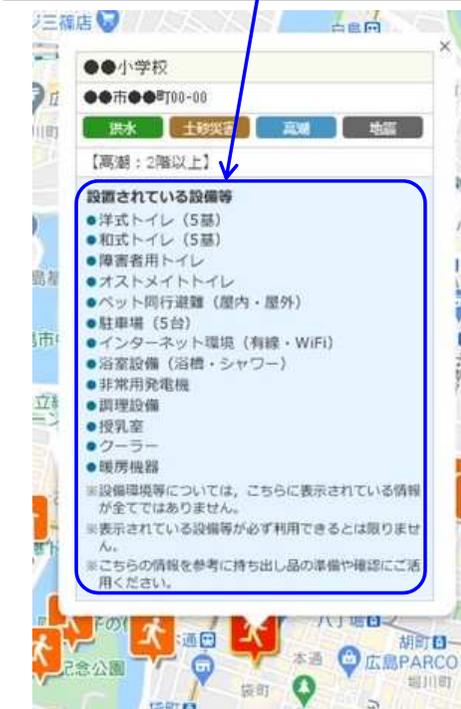
指定緊急避難場所

※「指定緊急避難場所」
命を守るため、災害の危険からまずは逃げるための場所(災害の種類ごとに異なる)。
※「指定避難所」
自宅が被災して帰宅できない場合、一定期間、避難生活を送るためのところ。

4 設備環境の条件を指定してください。

洋式トイレ	有り
障害者用トイレ	選択してください
ペット同行避難	可能
駐車場	有り

検索する



※検索項目は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割に応じて区分。指定緊急避難場所の検索項目は、緊急的に避難する際に必要と考えられる項目(洋式トイレ、障害者用トイレ、ペット同行避難の可否、駐車場の有無)に限定。

平時から身近な避難所の設備環境を確認し、避難時の携行物の確認・準備に役立てることのできる環境を整える

検討内容② 災害当日における避難所・避難経路のリアルタイムな情報発信【事業概要】

取組内容

- 避難所の混雑状況をスマートフォンやパソコンの地図上でリアルタイムに情報発信するシステムを導入し、県民が安全な避難先を選択できる環境を整備する。
- 駅やホテル、飲食店などで、スマートフォンやデジタルサイネージを通して、混雑状況などの情報を配信するサービスを展開している(株)バカンと「災害時等における避難施設の情報提供に関する協定」を締結(R2.11.24締結)
- 県内の市町に参画を呼び掛け、全市町で取組みを開始する。
※避難経路のリアルタイムな情報発信については、「検討内容⑤避難経路の安全性確保」とともに引き続き先進事例の調査・研究を行う。

システムの概要

◇避難所の混雑状況を入力することで即時にマップ上に反映され、避難前に誰でも簡単に避難先の混雑状況(「満」「混雑」「やや混雑」「空」の4段階で提供)を確認でき、円滑な避難が可能となる。

避難所で混雑状況を入力

混雑状況をリアルタイム表示

空いている施設を確認

エリアマップ

施設個別ページ

一覧ページ



マップでエリア全体の避難所の場所と混雑状況を閲覧可能



避難所の施設詳細を閲覧可能、状況が変化しやすい施設情報も随時更新可能



一覧表示で避難所ごとの混雑状況も確認可能



◇ウェブ上でのサービスのため、広島県防災WEBや各市町の定期広報誌、ホームページ、防災メール等にURLやQRコードを掲載することで、本人以外にも、遠くにお住まいのご家族等からでも簡単にアクセス可能。

検討内容⑤ 避難経路の安全性確保

検討内容⑥ 車での安全な避難方法 【事業概要】

検討内容⑦ 複数の避難場所の確保

取組内容

検討内容⑤ 避難経路の安全性確保について

- 一斉防災教室の実施や自主防災組織の育成強化を通じて、平時の確認には取り組んでいるが、リアルタイムに確認する方法は確立されていない。また、車での避難は道路渋滞を招き緊急車両の妨げになる恐れがあることや、冠水などにより動けなくなる場合があるなどの課題が多い。
- 「検討内容②災害当日における避難所・避難経路のリアルタイムな情報発信」とともに引き続き先進事例の調査・研究を行う。

検討内容⑥ 車での安全な避難方法

- 早めの避難を前提とした車の利用が可能な避難先の確保
- 民間駐車場や商業施設活用など、県内外の優良事例を情報共有(担当者会議や防災セミナーなどを活用)
※県内では10市町で車利用可の避難先を用意

検討内容⑦ 複数の避難場所の確保

- 広報誌やSNS、マスコミとの連携などによる分散避難(知人・親戚宅等)の普及啓発強化
・避難指示(緊急)・避難勧告の避難指示への一本化などの制度改正と合わせて、チラシの作成・各種媒体を活用した広報を実施する。
- 民間施設等の多くの避難先の確保
・商業施設の指定、自主避難所の開設支援など、県内外の優良事例の情報共有(担当者会議や防災セミナーなどを活用)
- 自主避難のためのホテルの活用支援
・台風の接近時や警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始の発令時などに、避難先の候補としてホテルも検討していただけるよう、ホテルの空き状況について、HPへの掲載へ向け、ホテル予約サイトを運営している業者等と調整中

検討内容③(⑧) 避難所の環境整備・運営改善 【事業概要】

■ 避難所ごとのマニュアルの必要性

- 災害発生直後は市町のマンパワーだけでは避難所の開設・運営が困難となることから、地域の住民が主体となって避難所の早期開設・運営を行うことが、早めの避難のためにも重要であり、あらかじめ避難所ごとに、連絡体制、レイアウト図、最低限必要となる資機材などをとりまとめたマニュアルを作成し、作成後に検証のための訓練を実施しておくことが必要となる。
- また、マニュアルの作成と検証訓練の過程において、運営体制や環境整備の状況を把握できれば、避難所の運営や環境改善の取組が進み、県民の避難行動につながるものと考えられる。

■ 取組の拡大に向けての課題

- これまで、県においても避難所運営担当者会議等で避難所ごとのマニュアルの作成を促しており、市町もその必要性は認識している。
- 早めに避難するために警戒レベル3(避難準備)で開設する個々の避難所(591箇所(R2.10調査時点))のマニュアル作成には、市町の地域を巻き込んだ取組が必須であるが、マンパワーの不足、ノウハウがない等の理由から作成が進んでいない。

■ 取組の内容

市町の取組を拡大していくためには、①マニュアル作成・訓練の実施、②自主防災アドバイザー等の人材育成を県が支援 → 市町は、①・②を活用して避難所の運営・環境改善を進める。

① マニュアル作成・訓練の実施を支援【県】

- ・避難所の施設の種類、規模(収容人数)などタイプ別にモデル事業を実施(外部委託により市町の事務負担軽減)
- ・モデル避難所での取組のノウハウ、タイプ別のマニュアルのひな型を作成し、マニュアル作成の手順・ポイントなどを示したガイドライン、運営訓練実施マニュアルを策定

② 自主防災アドバイザー等の人材の活用【県】

- ・県が育成した自主防災アドバイザー、自主防災組織などにマニュアル作成から訓練の実施までのノウハウを習得するための研修を実施し、市町職員と共に地域の実情を踏まえたマニュアル作成を支援する人材を育成

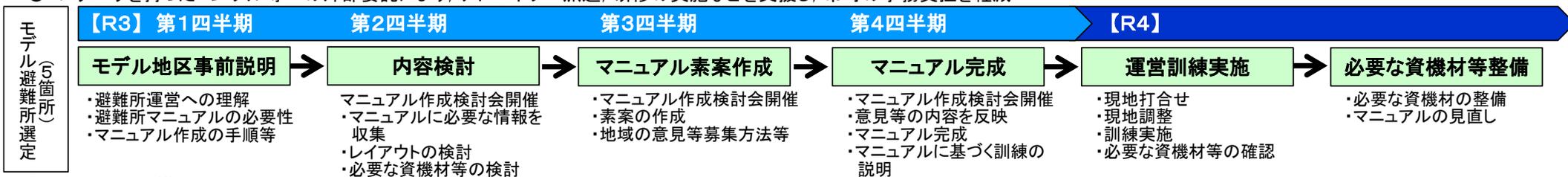
避難所の運営・環境改善【市町】

- ・マニュアル作成ガイドライン
 - ・運営訓練実施マニュアル
 - ・自主防災アドバイザー等
- を活用し、各避難所の運営・環境改善に取り組む。

■ 今後の展開スキーム

<モデル事業の実施【R3~R4】>

- モデルとして、学校体育館、集会所、その他施設(市(町)施設)の施設の種類の種類・規模に応じて、ペット受入れや福祉スペースの確保など避難所の機能面も含め、5モデルを選定し実施
- ノウハウを持ったコンサル等への外部委託により、アドバイザー派遣、研修の実施などを支援し、市町の事務負担を軽減



<他避難所への横展開>

- ① モデル避難所での取組のノウハウ、タイプ別のマニュアルのひな型など作成手順・ポイント等を示した運営マニュアル作成ガイドラインの策定【R3】
- ② モデル避難所での訓練のノウハウ等のポイントを示した運営訓練実施マニュアルの策定【R4】
- ③ マニュアル作成を支援する人材(自主防災アドバイザー、自主防等)の育成研修の実施【R3~R7】

- ①②ガイドライン・マニュアルを各市町、自主防災組織等に提供(各市町等で活用)
 - ③自主防災アドバイザーの支援メニューに、避難所の運営マニュアル作成・訓練実施を追加するなど支援する人材を確保
- ※自主防災組織の呼びかけ体制整備と連携した取組が効果的

検討内容③(⑧) 避難所の環境整備・運営改善 【県モデル事業】避難所運営マニュアル作成及び検証訓練イメージ

【R3年度 STEP①～④】

STEP① 地域での事前説明

市町・県・コンサル 協働 施設管理者, 自主防災組織, 地域住民	○地域で避難所を運営する必要性を理解 ○運営マニュアル作成の必要性を理解 ○今後の作業内容とスケジュールを確認
---	---

マニュアル作成検討会の設置
(市町担当者・自主防災組織構成員・施設管理者等)

STEP② 避難所運営マニュアル作成検討会開催

マニュアル作成検討会 協働 市町・県・コンサル	○検討会の運営に関する協議 ○運営マニュアル案の作成 ・地域の特性を理解 ・避難所のレイアウト・設備・備品の確認
-------------------------------	---

STEP③ 地域でマニュアル案を協議

マニュアル作成検討会 協働 市町・県・コンサル	○運営マニュアル案の提示 ・地域の特性を情報共有 ・修正点の洗い出し ・それぞれの役割を確認
-------------------------------	---

STEP④ 避難所運営マニュアル作成検討会開催

マニュアル作成検討会 協働 市町・県・コンサル	○運営マニュアル完成 ○地域住民への周知方法を検討 ○検証訓練の準備 ○今後の取組を検討
-------------------------------	---

【R4年度 STEP⑤】

STEP⑤ 検証訓練の実施・資機材等整備

市町・県・コンサル 協働 施設管理者, 自主防災組織, 地域住民	○検証訓練企画・実施 ○マニュアルの見直し ○資機材, 備蓄品等の整備
---	---

(参考①)モデル避難所の想定(県内5か所)

施設の種類・規模に応じて、ペットの受入れや、福祉スペースなど避難所の機能を考慮し、次のA～Eのタイプを選定の上、実施する。

(タイプ例)

- A 学校タイプ(収容人数51人～500人)
- B 学校タイプ(収容人数501人以上)
- C 集会所・公民館タイプ(収容人数50人以下)
- D 集会所・公民館タイプ(収容人数51人～500人)
- E その他施設タイプ(収容人数51人～500人)

(参考②)自主防災アドバイザー等の人材の活用(全県対応)

県が育成した自主防災アドバイザー、自主防災組織などにマニュアル作成から訓練の実施までのノウハウを習得するための研修を実施し、マニュアル作成等を支援

避難所運営マニュアル作成ガイドラインの策定, 運営訓練実施マニュアルの策定, 支援人材の育成により市町を支援

避難所ごとに運営マニュアルの作成を進め, 運営・環境改善につなげる

検討内容③ (⑧) 避難所の環境整備・運営改善【ロードマップ・指標】

考え方

○ 避難所となる施設の多くを占める体育館、集会所などの施設・規模によりタイプ別の5モデルを選定し、運営体制、避難所レイアウト、必要な資機材の数量などを簡潔にまとめた運営マニュアルの作成や検証訓練を支援するためのアドバイザー派遣や、モデル避難所での取組を他避難所へ展開するための運営マニュアル作成ガイドラインや運営訓練実施マニュアルの策定、人材育成研修等を実施する。

<モデル事業の実施【R3～R4】>

・モデル避難所5箇所での、運営マニュアルの作成【R3】、訓練の企画・実施【R4】

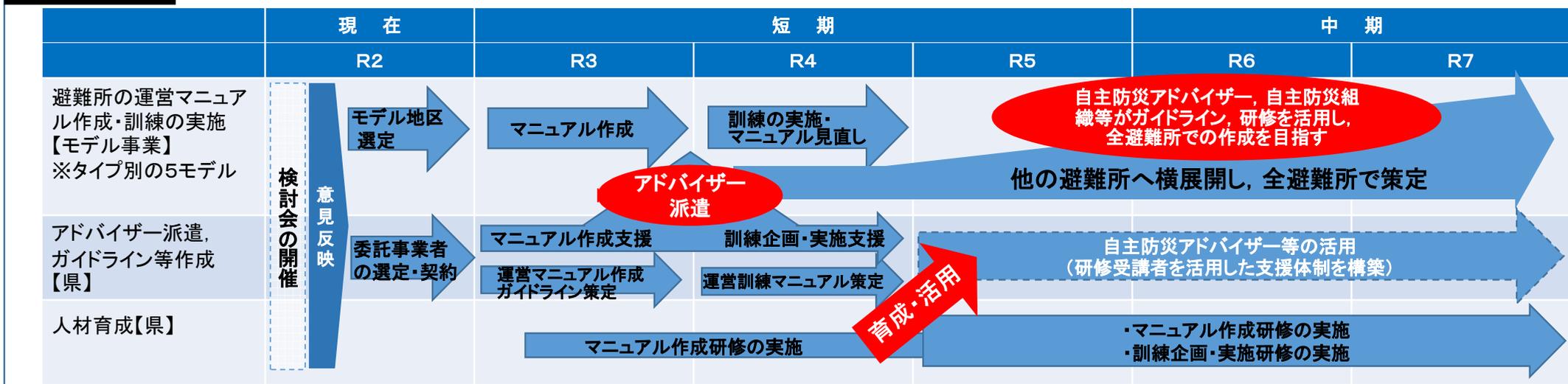
<他の避難所への横展開>

・モデル避難所での取組のノウハウ・タイプ別のマニュアルのひな型等のポイントを示した運営マニュアル作成ガイドラインの策定【R3】

・モデル避難所での訓練の取組のノウハウ等のポイントを示した運営訓練実施マニュアルの策定【R4】

・地域でのマニュアル作成等を支援する人材(自主防災アドバイザー、自主防等)の育成研修の実施【R3～R7】

ロードマップ



指標

※R7年度までに、早めに避難するために開設する基幹的な避難所(全591箇所)での運営マニュアルの作成を目指し目標を設定

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
運営マニュアルを作成している避難所の割合	27.6% (R2.10調査時点)	28.4%	53.8%	79.2%	96.1%	100%

検討内容④ 避難弱者に対する支援 ～防災と福祉の連携による避難行動要支援者に対する避難支援～ 【事業概要①】

現 状

- 平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨等において、多くの高齢者や障害者の避難が適切に行われなかった状況を踏まえ、避難の実効性の確保に向けた取組が必要
- 避難行動要支援者の個別計画(※)について、今回のモデル事業で行う手法(福祉専門職の参画・避難訓練による検証)により策定している県内市町はない。

(※)避難行動要支援者ごとに、災害発生時に避難支援をする者、避難方法、避難経路、避難場所、避難支援を行う上での留意点等を事前に定めたもの

個別計画の策定が進まない主な要因

① 行政内や地域内における関係者間の連携が乏しい

- ◆防災部局と福祉部局の連携がなされていない
 - ・要支援者に対し、平時の福祉施策と災害時の防災施策が分断されている
- ◆地域でのつながりが希薄化している
 - ・要支援者の中には地域との接点が薄く、本人に関する情報の地域での共有が困難
 - ・要支援者本人の心身状況等を熟知した介護支援専門員や相談支援専門員等と災害時に直接避難を支援する自主防災組織等の地域住民との接点が乏しい
- ◆地域の中で要支援者の避難を支援する担い手が不足している
 - ・個別計画を策定しようとしても、要支援者の避難を支援する者が少ない

② 避難行動要支援者名簿が精査されていない

- ◆全市町で避難行動要支援者名簿の作成は完了しているが過不足が生じている
 - ・単身や後期高齢者という理由だけで、本来は支援者側にまわるべき元気な高齢者が含まれている
 - ・要介護度や障害者手帳等級に基づく機械的な判断だけで登載され、本人の状況の把握が行われていない

③ 避難行動要支援者名簿や個別計画の取扱いに対する過剰な反応がある

- ◆避難行動要支援者が名簿の提供を拒否する
 - ・病気や障害に関する情報を他者に知られることを嫌い地域住民(民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団)への名簿の提供に同意しないため、提供が進まない
- ◆地域住民が避難支援に消極的である
 - ・個別計画に自身の名前が載ることにより避難支援の責任を負うことに繋がるのではないかと懸念や負担感がある

国動向・先進事例

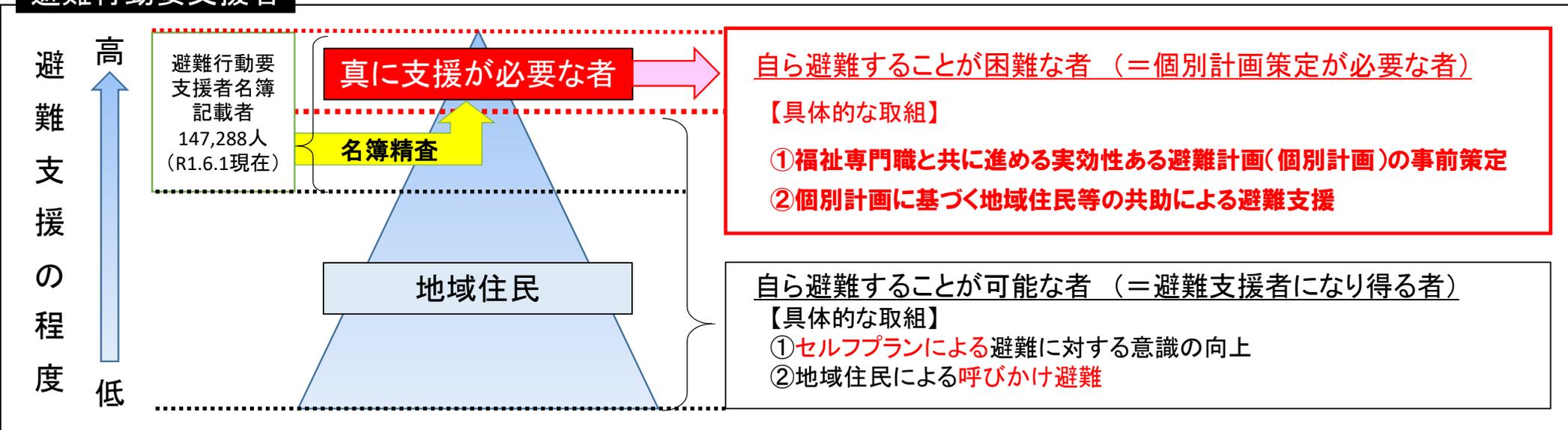
- 災害対策基本法を改正し、避難行動要支援者の個別計画策定を市町村の努力義務として規定する方針が政府から示される(令和2年11月14日)
- 兵庫県、大分県別府市では、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職の協力を得て、実効性のある個別計画の策定に取り組んでいる

仮 説

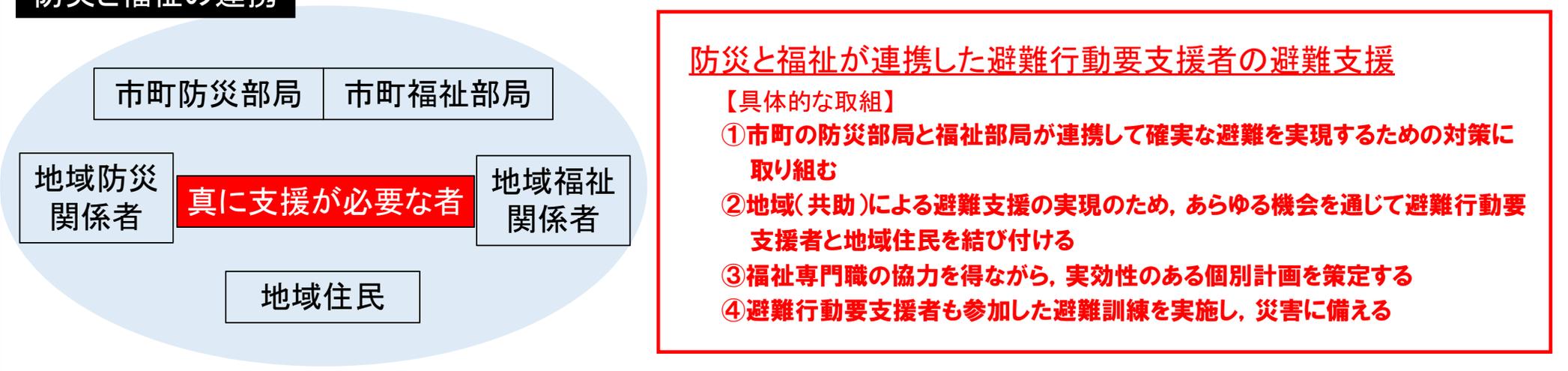
- 避難行動要支援者のうち介護保険サービスや障害福祉サービスの利用者について、日頃からケアプラン等の作成を通じて、本人の状況等をよく把握し、信頼関係もある介護支援専門員や相談支援専門員の福祉専門職が積極的に参画し、ケース会議などの場で地域住民と情報を共有することで、住民の負担感が軽減され、より実効性のある個別計画の策定ができるのではないかと
- 市町において、名簿を整理し、地域におけるハザードの状況、本人の心身の状況、独居等の居住実態等から、最優先に対応すべき者に絞り込むことで、策定が促進されるのではないかと
- 地域の中で避難支援のリーダーとなる人材を養成することで、他の住民を巻き込み、要支援者の確実な避難につながるのではないかと

検討内容④ 避難弱者に対する支援 ～防災と福祉の連携による避難行動要支援者に対する避難支援～ 【事業概要②】

避難行動要支援者



防災と福祉の連携



検討内容④ 避難弱者に対する支援 ～防災と福祉の連携による避難行動要支援者に対する避難支援～ 【事業概要③】

目的

- 福祉専門職(介護支援専門員, 相談支援専門員)による平時のケアプラン策定に併せて, 災害時のケアプランとして実効性のある個別計画を地域住民(民生・児童委員, 自主防災組織, 消防団等)とともに策定することで, 平時・災害時を連続的にとらえた実効性の高い包括的な支援体制を構築
- 災害時においても, 高齢者や障害者が誰一人取り残されない地域づくりを進め, 平時にも災害時にも対応できる地域共生社会(※)を実現
(※) 防災・減災関連では, 市町域福祉計画において, 「地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項」の一つとして, 「避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策」が掲げられおり, 県地域福祉支援計画において, 「地域福祉を推進するための諸施策」のうち「共に支え合う地域づくりの推進」の一つとして, 「避難行動要支援者対策の推進」を掲げている

事業概要

1 地域モデル事業<2市町>

- (1) モデル市町を選定し, 地域住民と福祉専門職が協同して, 最優先に対応すべき者の個別計画(※)を策定し, それに基づき避難訓練を実施できるよう, コーディネーター派遣等を実施
(※)先行している兵庫県のモデル地区における対象者は, 5~10名程度
- (2) 地域住民向けの福祉理解研修を実施
- (3) 福祉専門職に防災に関する知識や災害時ケアプラン策定のための技術・知識の習得を可能にする研修を実施
- (4) モデル事業の普及を図るため, (3)の研修修了市町の相互交流・学習を保證する協議会を設置
- (5) 災害時に障害者へ意思疎通支援を行う, 視聴覚障害者支援リーダーを養成
- (6) 他市町への普及を図るため, モデル市町による取組事例集を作成
- (7) 要配慮者防災ガイドブックの作成(⇒県HP掲載)

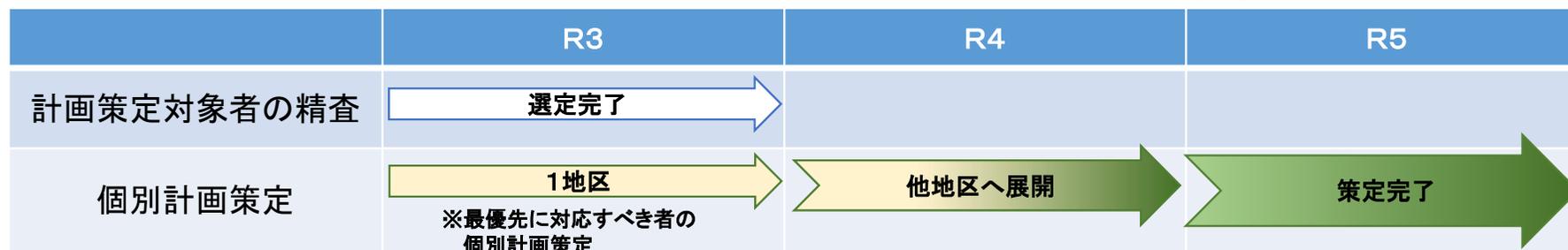
2 地域の担い手確保事業 <全県>

- (1) 地域における支援者を増やすことを目的として, 要配慮者支援ボランティアリーダーを養成

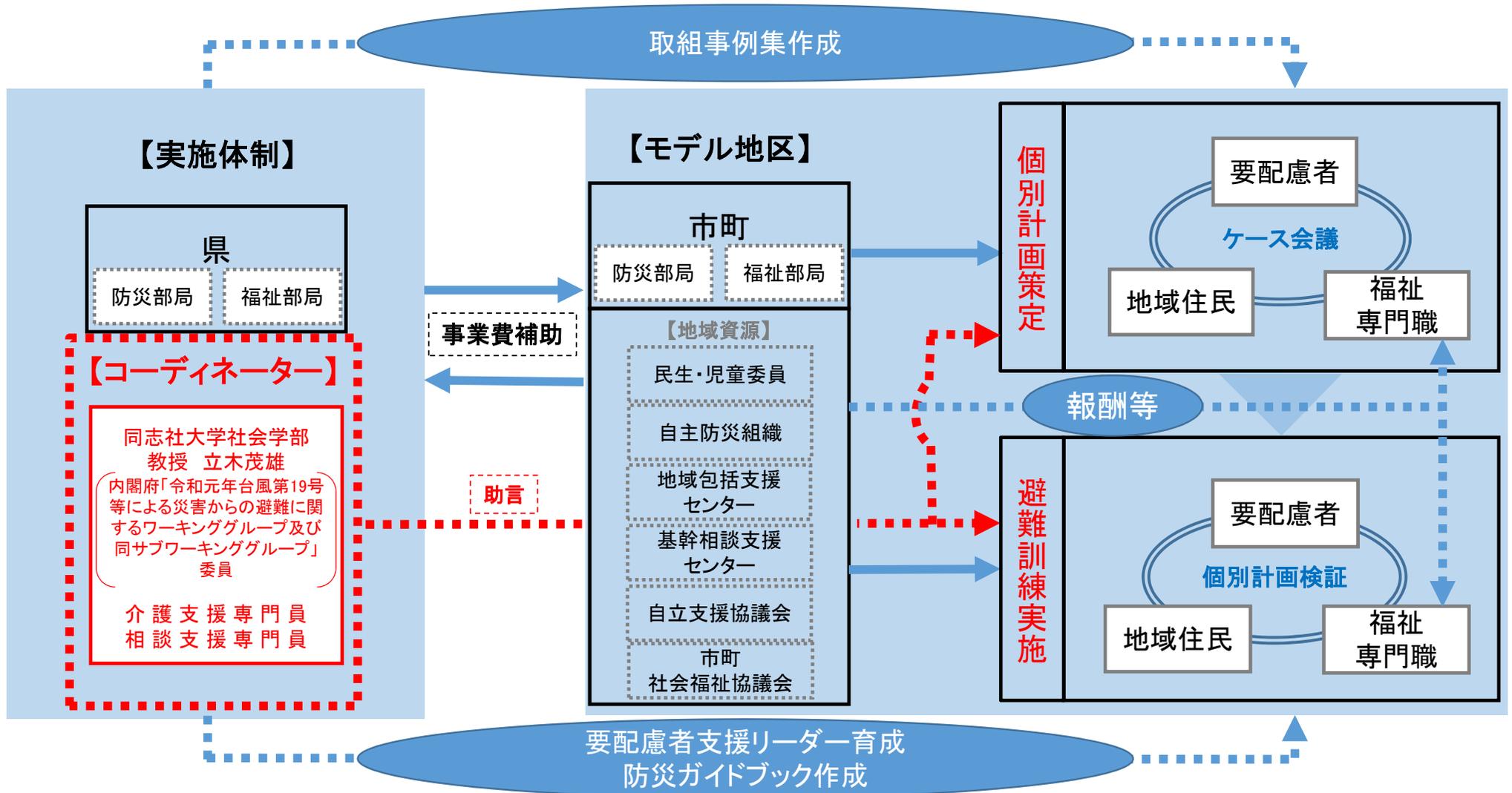
【モデル市町での取組イメージ】<R3スタート例>

個別計画の策定対象者は, 1年目で選定を完了

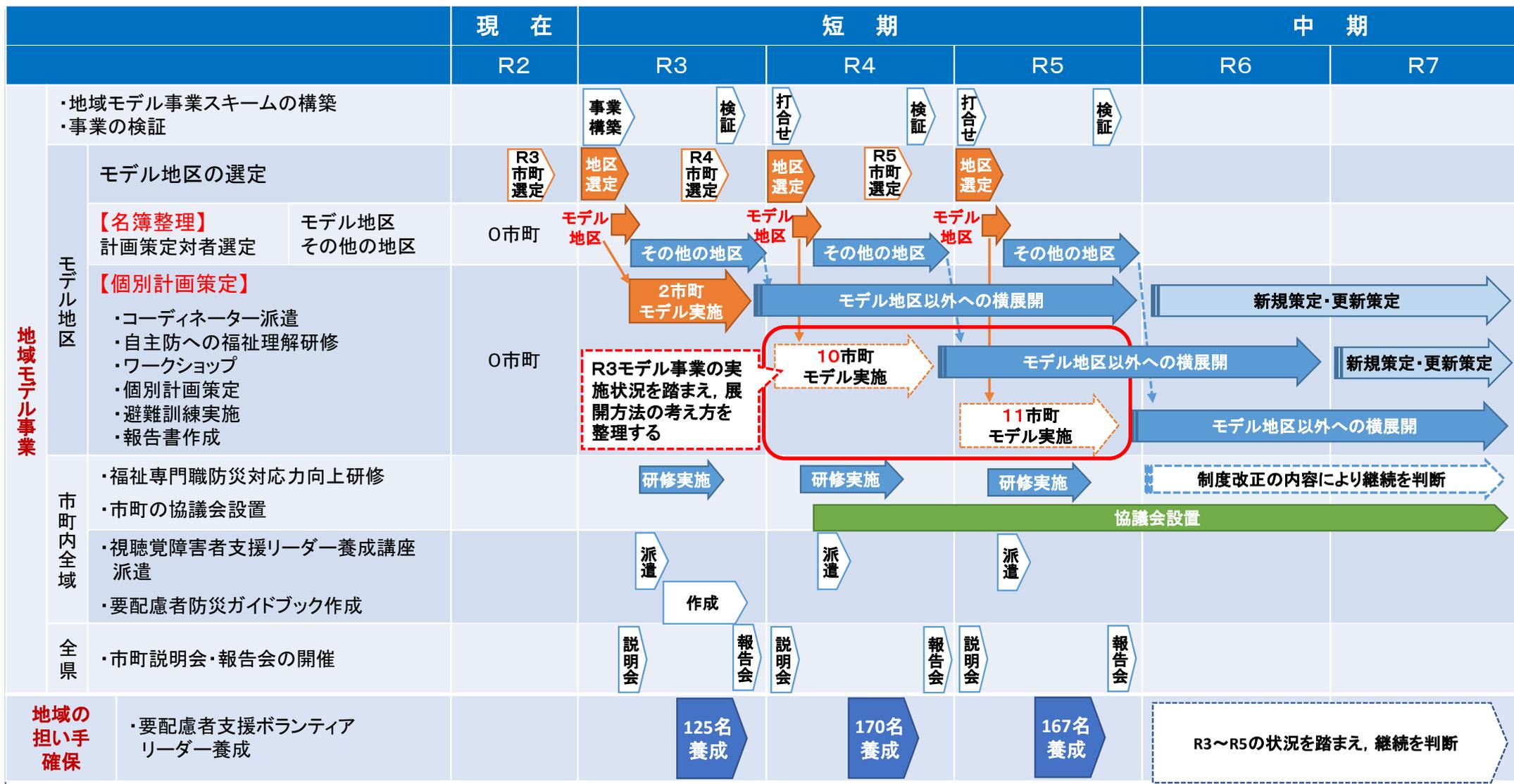
個別計画は, 1年目は1地区(概ね小学校区程度)でモデル的に策定に取組み, 2年目以降は他地区へ展開し, 3年間で策定を完了



検討内容④ 避難弱者に対する支援 ～防災と福祉の連携による避難行動要支援者に対する避難支援～ 【実施体制】



検討内容④ 避難弱者に対する支援 ～防災と福祉の連携による避難行動要支援者に対する避難支援～ 【ロードマップ】



検討内容④ 避難所での要配慮者の受入体制強化事業【事業概要】

目指す姿

県や社会福祉協議会、社会福祉施設団体等による災害福祉支援ネットワークが構築されており、平時には社会福祉施設等の職員を対象とした研修や情報共有等を行い、災害時における避難所での支援の準備がされ、災害時にはネットワークを活用して、避難所における要配慮者等の避難者への対応が迅速かつ適切に行われている。

現 状

- 平成28年熊本地震では、エコミークラス症候群等を原因とした災害関連死での死者数が、地震による直接死を上回っており、各避難者の状態に応じて、適切に対応する必要性が高まっている。
- このため、厚生労働省は「災害時の福祉支援体制の整備について」(平成30年5月31日付)において、平時から行政、社会福祉協議会、社会福祉施設団体等が協働して、「災害福祉支援ネットワーク」を構築するように、各都道府県へ通知している。
- 広島県社会福祉法人経営者協議会は、広島県に対する「令和3年度県社会福祉制度・予算に対する要望書」において、最優先要望事項として、災害福祉支援ネットワークの構築を挙げている。

課 題

- 本県では、県、社会福祉協議会及び社会福祉施設団体等による「災害福祉支援ネットワーク」は構築されておらず、平時から災害時に備えた研修や情報共有ができていない。

仮 説

- 災害福祉支援ネットワークを構築し、平時から災害時に備えた研修や情報共有を行えば、災害時により適切に対応することができるのではないか。

実施内容

- 厚生労働省通知「災害時の福祉支援体制の整備について」(平成30年5月31日付)に基づく、災害福祉支援ネットワークを構築し、平時から災害時における避難所での支援体制(研修や情報共有)を構築

検討内容④ 避難所での要配慮者の受入体制強化事業【ロードマップ】

考え方

- 県は社会福祉協議会や社会福祉施設団体、職能団体等により災害福祉支援ネットワークを構築し、平時から災害時における避難所での福祉支援を構築する。
- 災害福祉支援ネットワークを活用して、避難所において要配慮者に適切かつ迅速な対応がとれる体制を構築する。

ロードマップ

	現 在	短 期			中 期	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
○ 災害福祉支援ネットワーク事務局の設置・運営		ネットワーク事務局の設置			ネットワーク事務局の運営	
○ 避難所における要配慮者への支援体制の在り方検討		支援体制の在り方検討			検討を踏まえた支援体制の構築等	
災害福祉支援コーディネーター(仮称)の設置		コーディネーターの設置			災害時における福祉支援の調整等	